## 2025年期 第6回課題研究テーマ(東京)

## 19 班~27 班

企業会計審議会は、令和5年4月7日、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書)」を公表し、2024年4月1日以後開始事業年度から改訂後の内部統制報告制度が適用となっている。そこで、当該改訂を含む内部統制報告制度及びその監査に関する以下について論述しなさい。

- ①内部統制監査とは何か、ダイレクトレポーティングではないことも念頭に、「簡潔に」 論述しなさい。
- ②内部統制報告書と内部統制監査意見に関する以下について具体的に論述しなさい。
  - ⑦内部統制報告書において「開示すべき重要な不備がない」とされている場合、「開示すべき重要な不備がある」とされている場合、いずれの場合であっても「無限定適正意見」を表明することが適切と判断された場合における、それぞれの内部統制の状況や経営者の評価結果に関する考察
  - ①内部統制監査報告書において「不適正意見」を表明せざるを得ないと判断した場合における 内部統制の状況や経営者の評価結果に関する考察
- ③公表されている内部統制報告書から 1 社選択し、選択した 1 社の社名を本論中に明記した上で、改訂前に作成された内部統制報告書と改訂後の内部統制報告書の違いを述べなさい。また、 当該違いが今回の改訂のどの部分に影響を受けたことによるものと考えられるかについても 考察しなさい。

なお、選択する内部統制報告書は、自身が所属する監査法人の監査クライアント以外から選択すること。

テーマ